

保存期間 10年

通達乙交総第688号

平成30年12月25日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

自転車マナー指導隊運営要領の制定について

自転車マナー指導隊の運用については、自転車マナー指導隊運営要領（平成20年5月29日付け通達乙交企第470号別添）により運営してきたところであるが、この度、同要領の一部を改め、別添のとおり新たに制定したので、事務処理上誤りのないよう  
にされたい。

なお、自転車マナー指導隊運営要領の制定について（平成20年5月29日付け通達乙交企第470号）は、廃止する。

別添

## 自転車マナー指導隊運営要領

### 第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の29第2項第4号の「自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進」を図るため、自転車マナー指導隊（以下「指導隊」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

### 第2 設置及び活動区域

指導隊は、警察署の管轄区域ごとに設置するものとし、原則として設置された警察署の管轄区域内において活動を行う。

### 第3 名称

名称は、〇〇地区自転車マナー指導隊とする。

### 第4 構成員

指導隊の構成員は、法第108条の29第1項の規定により地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）に委嘱された者とする。

### 第5 活動内容

指導隊は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 自転車に関するルールの周知及び利用マナーの向上のための広報啓発活動
- (2) 自転車利用者に対する街頭指導活動
- (3) その他自転車の安全利用の目的達成のための活動

### 第6 服装等

指導隊の構成員は、活動に当たっては、推進委員の身分証明書を携帯し、及び記章を着用するほか、必要により標章を印刷した腕章、帽子等を用いるものとする。

### 第7 講習

警察署長は、指導隊の構成員に対し、活動上の心構え、活動要領、自転車事故の実態等について講習を行う。

### 第8 指導及び助言

警察署長は、指導隊が活動するに当たって、適切な指導と助言を行う。

### 第9 受傷事故の防止

指導隊の構成員は、活動に当たって、受傷事故防止に努めなければならない。